五　次に掲げる騒音防止装置（二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に備えるものに限る。）であって、その機能を損なう損傷等のないものは、第三号及び第四号に掲げる基準に適合するものとする。

イ　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置

ロ　法第75条の２第１項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置

第百二十二条の二中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

保安基準第33条の３第２項の告示で定める速度は、変速装置を前進の位置に操作している状態にあっては、最高速度10km／hとする。

第百四十条第二項第十二号及び第六項第十三号中「過負荷防止装置」を「巻過防止装置、過負荷防止装置又は過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置」に、同条第六項第十三号中「労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第１条第１項第８号」を「労働安全衛生法施行令第１条第１項第８号」に改める。

第百七十一条第九項中「貨物の運送の用に供する普通自動車（第５輪荷重を有する牽引自動車及び」を「専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の普通自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量５ｔを超えるもの、貨物の運送の用に供する普通自動車（第５輪荷重を有する牽引自動車及び」に改める。

第百七十七条第三項第九号後段を削る。

第百八十四条第一項第四号ただし書中「乗車定員10人以上の自動車」の下に「（立席を有するものを除く。）」を加える。

第百八十六条第一項中「乗員」を「乗車人員」に、同項第二号中「運転者席と並列」を「運転者席及びこれと並列」に改める。

第百九十一条第二項中「座席のためのみの乗降口」の下に「、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口」を加え、同項第一号及び第二号中「（乗降口として有効に利用できる部分の幅をいう。以下本条において同じ。）」を削り、同条第三項中「座席のためのみの乗降口」の下に「、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口」を加え、同項第一号中「（踏段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行であって当該踏段の前縁からその直上の踏段の前縁までの水平距離をいう。以下同じ。）」を削り、「とびら」を「扉」に改める。

第百九十六条第一項第一号中「自動車」の下に「（二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）を除く。）」を、同項第二号中「自動車（」の下に「二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）、」を加え、同号の表中「以下この条において同じ。」を削り、「二輪自動車を除く」を「二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く」に、「二輪自動車に限る」を「側車付二輪自動車に限る」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三　二輪自動車（側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第４改訂版の規則6. 2. 1. に限る。）に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が94dBを超える騒音を発しない構造であること。

第二百条の二第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

保安基準第33条の３第２項の告示で定める速度は、変速装置を前進の位置に操作している状態にあっては、最高速度10km／hとする。

第二百十八条第二項第十二号及び第六項第十三号中「過負荷防止装置」を「巻過防止装置、過負荷防止装置又は過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置」に、同条第六項第十三号中「労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第１条第１項第８号」を「労働安全衛生法施行令第１条第１項第８号」に改める。

第二百五十二条第一項第一号中「原動機付自転車（」の下に「二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／hを超えるものに限る。）、」を、同号の表中「第一種原動機付自転車」の下に「（三輪以上のもの又は最高速度が50km／h以下のものに限る。）」を、「第二種原動機付自転車」の下に「（三輪以上のもの又は内燃機関以外のものを原動機とするものであって最高速度が50km／h以下のものに限る。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二　二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／hを超えるものに限り、排気管を有しない原動機付自転車及び排気管を有する原動機付自転車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第４改訂版の規則6. 2. 1. に限る。）に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

原動機付自転車の種別	騒音の大きさ
イ　第一種原動機付自転車（最高速度が50km／hを超えるものに限る。）	84
ロ　第二種原動機付自転車（内燃機関を原動機とするもの又は最高速度が50km／hを超えるものに限る。）	90

第二百五十二条第一項第二号中「掲げる原動機付自転車」の下に「（二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／hを超えるものに限る。）を除く。）」を、同号の表中「第一種原動機付自転車」の下に「（三輪以上のもの又は最高速度が50km／h以下のものに限る。）」を、「第二種原動機付自転車」の下に「（三輪以上のもの又は内燃機関以外のものを原動機とするものであって最高速度が50km／h以下のものに限る。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三　二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／hを超えるものに限る。）は、協定規則第41号（同規則第４改訂版の規則6. に限る。）に定める技術的な要件に適合する構造であること。ただし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合（以下「型式の認定を行う場合以外の場合」という。）にあっては、協定規則第41号第４改訂版6. 2. 及び6. 3. の規定にかかわらず、協定規則第41号第４改訂版8. 2. 及び8. 3. の規定に適合する構造であればよいものとする。

第二百六十八条第一項中「多量に」を「著しく」に改め、同項第一号中「原動機付自転車」の下に「（総排気量が0.050リットル以下で最高速度が50km／h以下のもの又は三輪以上のものに限る。）」を加え、「85」を「85dB」に改め、同項第二号中「原動機付自転車（」の下に「二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／hを超えるものに限る。）、」を、同号の表中「第一種原動機付自転車」の下に「（三輪以上のもの又は最高速度が50km／h以下のものに限る。）」を、「第二種原動機付自転車」の下に「（三輪以上のもの又は内燃機関以外のものを原動機とするものであって最高速度が50km／h以下のものに限る。）」を加え、同号の次に次の三号を加える。

三　二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／hを超えるものに限り、排気管を有しないもの及び排気管を有するものであって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第４改訂版の規則6. 2. 1. に限る。）に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

原動機付自転車の種別	騒音の大きさ
イ　第一種原動機付自転車（最高速度が50km／hを超えるものに限る。）	84
ロ　第二種原動機付自転車（内燃機関を原動機とするもの又は最高速度が50km／hを超えるものに限る。）	90